

## 【新刊書籍】『遺言だけじゃない！？弁護士だからできる 生前の相続対策のすべて』発刊！

相続における「選択肢」はこんなに増える！

法律関連出版物、各種データベースを提供する第一法規株式会社（所在地：東京都港区、代表取締役社長：田中英弥）が、『遺言だけじゃない！？弁護士だからできる 生前の相続対策のすべて』を、2024年2月14日に発売しました。



商品紹介ページはこちら

[https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104827.html?utm\\_source=prtmes](https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104827.html?utm_source=prtmes)

amazonでの購入はこちら

<https://amzn.asia/d/9g4118Z>

楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17741407/>

「生前の相続対策」といえば、弁護士の皆様は何を思い浮かべるでしょうか？

真っ先に思い浮かぶのは「遺言」ですが、その他にも「信託の活用」や「相続税への対応」など、生前の相続対策には多くの選択肢があります。

ですが「遺言以外の対応には苦手意識があって…」とお悩みの先生方も多いのではないのでしょうか。

本書では遺言だけでなく信託、贈与、成年後見、相続税等の相続における各分野を、事例を用いて相互補完的に解説。近時の法改正も踏まえ、依頼者に最もメリットのある生前の対策方法を提案したい、そうお考えの皆様にはぜひおすすめしたい一冊です。

この機会にぜひご検討ください。

### 【本書の特長】

1. 遺言だけでなく、信託の活用や相続税への対応など、弁護士が生前の相続対策で取りうる手段を網

## 羅して解説！

2. クライアントからの実際の相談を想定して構成！相続の各分野を事例を用いて解説しているから、実務における総合的な対応が可能に！
3. 相続対応における弁護士の選択肢を増やし、クライアントに最適なアドバイスを実現するための一冊！

## 2 信託

### (1) 遺言代用信託

#### ア 遺言代用信託とは

まず、信託法（平成18年法律第108号）において、信託の方法として、①信託契約（3条1号）、②遺言信託（同条2号）、③自己信託（同条3号）の3つが定められています。

このうち、信託契約とは、「特定の者との間で、当該特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約」とされています。

その効力は、「委託者となるべき者と受託者となるべき者との間の信託契約の締結によってその効力を生ずる。」（同法4条1項）とされています。

遺言代用信託は、信託契約の1種であり、かかる信託契約を利用して、遺言と同様の目的を達成しようとする類型になります。

なお、ここでいう遺言代用信託と、金融機関が商品・サービスとして提供している「遺言代用信託」は異なりしますので、留意が必要です。

#### イ 遺言代用信託のメリット

遺言は誰でもなし得るものですが、あえて遺言ではなく遺言代用信託を利用することのメリットとして、以下のようなものが挙げられます。

##### (ア) 迅速かつ円滑な財産の承継ができること

遺言の場合には、遺言で具体的な内容を定めたとしても、手続き

上、検認や執行、相続人の調査など、手間や時間がかかることは否めません。

一方で、遺言代用信託であれば、受益者は、要件さえ整えば受益権を取得または受給を開始することができるため、遺言の場合に比してより迅速かつ円滑に財産の承継を受けることができるものと考えられます。

##### (イ) 撤回できないものとするができること

遺言の場合には、撤回が許されていますが、遺言代用信託では、その内容の変更を禁止する定めを設けるなどすることで、撤回できないようにすることが可能です。

##### (ウ) 後見開始後においてもその意思を実現できること

遺言者が、遺言作成後に後見開始してしまった場合、後見人によって、本人の希望とは異なる財産処分がなされる可能性があります。

遺言代用信託であれば、財産を信託財産として受託者に移転することで、信託設定後に後見が開始してしまった場合でも、本人の希望に基づき信託の内容として定めたとおり、財産承継をさせることが可能です。

##### (エ) 心理的に、遺言よりもハードルが下がること

遺言を作成することは、本来、遺族間の無用な紛争を避けるためにも有用な方法であるはずですが。しかし、一般市民にとって、遺言を作成するという自体への抵抗感があることも多く、昨今、「終活」という言葉もよく聞くようにはなってきたものの、遺言作成に対するハードルはまだ高いのが現状と思われます。

一方で、遺言代用信託は、あくまで契約であることから、周囲からも「遺言を作成して」というよりは「信託契約を作成しよう」というように、勧めやすいという側面もあると思われます。

## 1 障害ある子を自宅に住み続けられるようにしたい

自分の死後、家族が生活に困ることがないように生活環境を整えておきたいと思うのは、誰しもが願うことです。

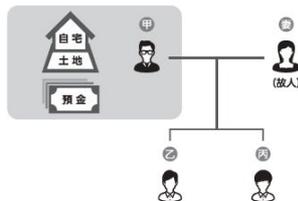
ここでは、被相続人から自分の死後、障害を持つ子（実子）が自宅に引き続き住める環境を整えたいという相談を受けた際の対応について、下記の事例に沿って具体的に、検討します。

### 相談の概要

甲は、妻（故人）と長男（乙）、次男（丙）の4人家族です。甲の資産は、乙と現在同居している自宅（甲が所有する土地・建物、甲が30歳の時に購入し住宅ローン完済）と預金があります。

乙は障害をかかえており自宅で甲が面倒をみています。一方、丙との関係は良好で、丙は結婚し、自宅の近くに家族と住んでいます。

甲は、自分の死後、乙が生活に困ることがないように、乙が自宅に住み続けられるようにしたいと考えています。



## 【目次（抜粋）】

### 第1章 生前対策の概要・必要性

### 第2章 生前対策の準備

### 対応策の概要

- ア 長男（乙）に相続させる
- イ 次男（丙）に負担付遺贈をする
- ウ 特定贈与信託（特定障害者扶養信託契約制度）を活用する
- エ 民事信託（受益者連続型信託）を活用する

### (1) 対応策の検討

甲は、自分の死後に残された障害者である乙が、安心して暮らせるように生活環境を整えたいと考えており、乙を自宅に住み続けられるようにしたいという意向を有しています。

まず、シンプルに（ア）乙に相続させる方法が考えられます。その場合に使える税制優遇措置を検討します。

次に、（イ）丙に負担付遺贈をすることが考えられます。この場合、遺贈の放棄等が問題になります。

さらに、（ウ）特定障害者扶養信託契約を活用する方法が考えられます。その場合、特定障害者扶養信託契約を利用するに当たっての留意点を確認します。

最後に、（エ）民事信託（受益者連続型信託）を活用することが考えられます。その場合、民事信託（受益者連続型信託）を利用するに当たっての留意点を確認します。

### (2) 具体的な検討

#### ア 長男（乙）に相続させる

乙は、甲と自宅と同居しており、妻も既に亡くなっているので、小規模宅地等の特例の適用により税制優遇が受けられる可能性があります。

小規模宅地等の特例とは、小規模な宅地について、一定の要件を満たした時にその宅地の評価額を最大で8割減額できるという制度

- 1 親族関係の把握
- 2 財産状況の把握
- 3 遺留分との関係
- 4 将来の税金の試算（相続税・贈与税）

### 第3章 生前の財産管理

- 1 財産管理契約
- 2 任意後見
- 3 成年後見
- 4 信託

### 第4章 存命中の資金の確保

- 1 資産の整理
- 2 借入（リバースモーゲージ）

### 第5章 生前の相続対策の方法

- 1 遺言
- 2 信託
- 3 生命保険
- 4 贈与（生前）
- 5 死因贈与
- 6 配偶者の保護のための制度
- 7 相続財産の評価額の減額
- 8 養子縁組
- 9 死後事務委任契約
- 10 資産管理会社の活用
- 11 納税資金の確保

### 第6章 生前対策実行時・後の問題

- 1 遺言の執行
- 2 遺留分侵害額請求

### 第7章 具体的相談事例

- 1 障害のある子を自宅に住み続けられるようにしたい
- 2 妻を自宅に住み続けられるようにしたい
- 3 家族経営の事業を孫の代まで直系血族で経営していきたい
- 4 遺留分を侵害する遺言書の作成
- 5 信託の活用

#### 【商品概要】

『遺言だけじゃない！？弁護士だからできる 生前の相続対策のすべて』

〔編著〕 東京弁護士会 二一会研究部

- ・ 定価：4,400円(本体：4,000円＋税10%)
- ・ 頁数：324頁
- ・ 版型：A5判

商品紹介ページはこちら

[https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104827.html?utm\\_source=prtimes](https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104827.html?utm_source=prtimes)

amazonでの購入はこちら

<https://amzn.asia/d/9g4118Z>

楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17741407/>

発売元：第一法規株式会社

<https://www.daiichihoki.co.jp>

---

当プレスリリースURL

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000676.000059164.html>

第一法規株式会社のプレスリリース一覧

[https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company\\_id/59164](https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company_id/59164)

---

【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

第一法規株式会社

販売促進第一部

lawyer\_support@daiichihoki.com

---